

特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、ラジオを中心とした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①情報受発信力を習得するための事業
- ②メディアを活用する事業
- ③市民メディア・地域メディアに関する政策提言・調査研究の事業
- ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人および任意の団体
- (2) その他の会員 理事会が規定において定めた会員

2 この法人は、正会員をもって法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 この法人の会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りではない。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 この法人の会員が退会しようとするときは、代表理事に退会届を提出して、

任意に退会することができるものとする。

(除名)

第11条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 いったん納入された会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事および専務理事は、理事の互選とする。
- 3 法第20条各号および第21条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、法人全体の取りまとめをする。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、代表理事の職務代行者の順序は、代表理事があらかじめ指名しておくものとする。
- 3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐してこの法人の常務を執行し、代表理事及び副代表理事がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、または代行する。
- 4 専務理事が事故または欠員のときは、代表理事が理事のうち職務代理者を指名し、職務代理者がその職務を代理し、または代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、こ

の法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 法第18条各号に定められた職務

(2) 法第18条第5号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により、または増員によって就任した役員任期は、各々の前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任期を伸張するものとする。

4 役員から辞任の申し出があった場合は、理事会において審議し、決定する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、その職務の遂行に支障をきたすと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 報酬を受けることができる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別にこれを定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事会に諮り、代表理事が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、これを定める。

第5章 総会

(総会)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 その他の会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3箇月以内で開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会から招集の請求があったとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事が招集したとき。
- (4) その他代表理事が必要と認めたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 代表理事は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。

4 前項の規定は、前条第2項第3号の場合にこれを準用する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、個人、団体を問わず各々1票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または書面により他の正会員に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員にあっては、前2条、次条第1項および第52条の規定の適用については、これを総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に際しては一時退席するものとする。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者（電磁的方法により表決した者を含む。）または表決委任者がある場合には、その数も記録する。）

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 議事録署名人の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過概要および議決の結果

2 代表理事は、総会終了後速やかに議事録を作成し、議長および総会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名または記名押印を受けなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名または名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事録の保管および閲覧)

第31条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（ただし、当該事業年度および翌事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定により、招集の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに各理事に通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 理事の表決権は、各々1票とする。

2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事にあっては、前2条および次条第1項の規定の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に際しては一時退席する。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者がある場合には、その旨も記録する。）

(3) 議事録署名人の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過概要および議決の結果

2 代表理事は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成し、理事会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名または記名押印を受けなければならない。

(議事録の保管および閲覧)

第41条 前条の議事録は、事務局が保管し、会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、総会の議決を経て、代表理事がこれを管理する。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第47条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告する。年度の途中において変更する場合は、理事会の議決を経てこれを行う。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、当該年度の予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた収益費用を講じることができるものとする。ただし、一事業年度を超えてはならない。

2 前項の規定により行われた収益費用は、新たに成立した収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担

をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（ただし、合併または破産による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(アドバイザー)

第57条 この法人は、理事会の議決を経て、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、この法人の運営に関し、必要かつ適切な助言を行う。

3 アドバイザーは、必要に応じて各会議に出席し、意見を述べることができる。

4 アドバイザーの任期については、第16条第1項及び第2項及び第4項の規定を準用する。

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

(おことわり 個人情報保護の観点から、実名は非公開にしています。)

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正会員 年額 6,000円

(2) サポート会員 年額 3,000円以上

附 則 (平成21年12月12日)

この定款は、青森県知事の認証を受けた日から施行する。

附 則（平成23年7月23日）

この定款は、青森県知事の認証を受けた日から施行する。

附 則（平成24年3月25日）

この定款は、青森県知事の認証を受けた日から施行する。ただし、第2条の変更は平成24年4月2日から施行する。

附 則（平成24年8月25日）

この定款は、青森県知事の認証を受けた日から施行する。ただし、第50条の変更は即日施行する。

附 則（平成25年5月22日）

この定款は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日）

この定款は、青森市長の認証を受けた日から施行する。ただし、第2条の変更は平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成29年6月12日）

この定款は、即日施行する。

附 則（平成30年6月22日）

この定款は、青森市長の認証を受けた日から施行する。